

水産政策審議会資源管理分科会

第96回議事録

水産政策審議会第96回資源管理分科会
議事次第

日時：令和元年8月20日（火）15:22～17:23

場所：農林水産省4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

【協議事項】

- (1) 分科会長の選任について
- (2) 分科会長代理の指名について
- (3) 部会に属すべき委員の指名及び「くろまぐろ部会における漁獲可能量の配分方針に係る議論の進め方」の一部改正について

【諮問事項】

諮問第318号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（平成31年漁期のまいわしの漁獲可能量の改定）等について

【審議事項】

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について

【報告事項】

- (1) 太平洋くろまぐろの資源管理について
- (2) 水産政策の改革について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 お待たせいたしました。時間をちょっと過ぎておりますが、ただいまから第96回資源管理分科会を開催いたします。

私、本日の事務局を務めます、管理調整課長の廣野と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めにですけれども、本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されてございません。発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちいたしますので、挙手いただいて、それからご発言をお願いいたします。

それでは、まず、委員の出席状況についてご報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、分科会委員9名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。また、特別委員は15名中9名の方が出席されております。

では、次に配布資料の確認をいたします。お手元の封筒の中をご覧ください。資料をご覧ください。

まず、議事次第がございます。その後ろに資料一覧がついております。資料1、名簿でございます。資料2はホチキスどめになっておりまして、中に2-1から2-5までございます。それから、資料3-1、3-2ですが、これもホチキスどめになってございます。資料4、4-1から4-3でございますが、これもホチキスどめになっております。資料5、クロマグロの資源管理についてが束であります。あと、資料6-1、6-2、6-3、6-4とございます。

過不足等ございましたら事務局のほうに申し出ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、報道関係のカメラ撮り、ここまでといたしますので、撮影の方はここでご退席をお願いします。よろしいですか。

本日は、委員改選後初めての分科会となりますので、分科会長が委員の皆様の互選により選任されるまでの間、私が進行を務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、水産庁次長の保科より一言ご挨拶申し上げます。

○水産庁次長 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました水産庁次長の保科です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様、特別委員の皆様におかれましては、平素より水産政策、資源管理施策の推進にご理解、ご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。また、今般、新たな委員、特別委員としてご就任をいただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この資源管理分科会ですけれども、水産政策審議会の所管する事項のうち、水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に関するものの調査審議等を行っていただいております。具体的には、漁業法に基づく指定漁業の許可の隻数の公示とか、それから、海洋生物資源の

保存及び管理に関する法律、いわゆるTAC法に基づく基本計画の策定、変更ということで、TAC魚種についてのTAC数量のご審議ですとか、あるいは内水面漁業の振興に関する法律に基づく指定養殖業の指定、許可件数の公示等ということで、ウナギの養殖業に関する池入れの数量の毎年の設定についての審議とかをやっていただいております。非常にたくさん、幅広い内容について審議をいただいて、また、会議の件数も多くなっておりまして、何回も恐縮ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

また、もうご案内のとおり、水産政策の改革を進める中で、資源管理の方法についても今後変えていくというんですか、これまでのやり方を変えて、資源を維持・回復しようという水準の目標を改めて定めるような、そして、いわゆる最大持続生産量を実現できるような、期待できるような水準ということですから、ここに資源水準をなるべく維持しながら持続的な漁業をやっていこうと、それで漁獲量もふやしていくことをやっていこうと、そういう基本方針のもとにやっていこうとしていますので、資源管理のやり方とか、いわゆる漁獲の資源の水準の目標というのを、また定めていくということで、資源の中身もこれから変わっていくというところをございまして、そういうご説明もしながら、いろんなご意見をいただけたらというふうに思っています。

本日も、早速ですけれども、山盛りの審議事項がございまして、先ほど申し上げた海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく基本計画、いわゆるTACのほうですけれども、それから海洋生物資源の資源管理指針の改正、さらには太平洋クロマグロの資源管理に関しての報告、これに対してのご意見をいただくといった盛りだくさんの内容を用意しています。どうぞ忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。（拍手）

○管理調整課長 それでは、本日は委員改選後初めての分科会となりますので、私のほうから、資料1の委員名簿に沿って委員の方、それから特別委員の方をご紹介します。

まずは委員の方、お願いします。内田和男委員でございます。

大森敏弘委員でございます。

亀谷寿朗委員でございます。

川辺みどり委員でございます。

坂本雅信委員でございます。

谷綾一委員でございます。

堀内精二委員でございます。

山川卓委員でございます。

なお、田中栄次委員におかれましては、本日欠席ということでございます。

続きまして、特別委員の方をご紹介します。

井本慶子特別委員でございます。

倉幹夫特別委員でございます。

小杉和美特別委員でございます。

菅原美德特別委員でございます。

高橋健二特別委員でございます。

深川英穂特別委員でございます。

船本源司特別委員でございます。

三國優特別委員につきましては、出席で連絡をいただいておりますが、急遽ご欠席というところでございます。

柳川延之特別委員でございます。

山内愛子特別委員でございます。

このほか、大森仁史特別委員、田沼政男特別委員、山口敦子特別委員、山下久弥特別委員、若狭信行特別委員におかれては、本日欠席ということでございます。

続きまして、本日出席の水産庁職員を紹介いたします。

先ほど挨拶しました水産庁次長の保科でございます。

増殖推進部長の黒萩でございます。

審議官の太田でございます。

企画課長の保科でございます。

参事官の玉井でございます。

それから、反対側にまいりまして、漁業取締課長の桑原でございます。

漁場資源課長の江口でございます。

栽培養殖課長の藤田でございます。

参事官の藤井でございます。

水産業体質強化推進室長の鹿田でございます。

かつお・まぐろ漁業室長の齋藤でございます。

資源管理推進室長の岩本でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、協議事項3件、諮問事項1件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。議事進行への協力、よろしくお願い申し上げます。

では、初めに協議事項の(1)分科会長の選任についてですが、分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により、委員の互選によることとされております。いかがいたしましょうか。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 従来やっていたている山川委員をお願いするのが適切だと思います。

○管理調整課長 ありがとうございます。

ただいま大森委員から、山川委員を推薦するご発言がございました。そのほか、ご発言ございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○管理調整課長 異議なしの声がございました。山川委員をお願いすることによろしゅう

ございますか。

(「はい」と声あり)

○管理調整課長 それでは、山川委員を分科会長に選任することといたします。よろしくお願ひいたします。

山川委員にご就任いただきまして、これからの議事進行、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、分科会長のお席に移動を願ひます。

○山川分科会長 では、委員の方々からのご指名によりまして、当分科会長を務めさせていただきます山川です。よろしくお願ひいたします。

冒頭で保科次長からもご挨拶がありましたように、水産政策の改革ということで、この資源管理分野、特に大きな改革の枠組みが整ったという、そういう段階でございますけれども、いかにそれを運用していくかという点について、これから二、三年の間、非常に大きな役割があるのかなというふうに考えております。したがって、この資源管理分科会での審議事項が今後の水産資源の持続的な利用にとってたいへん重要なものとなるのではないかと考えております。つきましては、委員の皆様のご協力をいただきまして、実り多い審議に努めてまいることができればと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。(拍手)

では、座って議事を再開させていただきたいと思ひます。

協議事項の(2)番で、分科会長代理の指名についてですけれども、水産政策審議会令第5条第5項の規定では、「分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とされております。

つきましては、私のほうから田中栄次委員に分科会長代理をお願ひしたいと思ひます。本日、田中委員は欠席しておられますけれども、指名された場合の田中委員の意向について事務局は聞いておられますでしょうか。

では、岩本資源管理推進室長、お願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の岩本でございます。

本日ご欠席の田中委員のほうからは、分科会長代理に指名された場合には承諾する旨の了解をいただいております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、田中委員に分科会長代理をお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、田中委員に分科会長代理にご就任いただきたく思ひます。

次に、3番目の部会に属すべき委員の指名及び「くろまぐる部会における漁獲可能量の配分方針に係る議論の進め方」の一部改正についてですけれども、現在、資源管理分科会のくろまぐる部会というのを設置しております。委員の改選がありましたので、くろまぐる部会の役割及び議論の進め方について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 事務局からご説明いたします。

資料といたしましては、資料2-1、資料2-2、資料2-3になります。

まず資料2-1と2-2のくろまぐろ部会についてご説明をいたします。

クロマグロにつきましては、大臣管理漁業については平成30年1月から、知事管理漁業については平成30年7月から、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量管理、いわゆるTAC管理が開始されたところがございます。そして、知事管理漁業の管理が始まる際には、クロマグロの漁獲可能量の都道府県等への配分方法や、その手続につきまして、資源管理分科会やパブリックコメントでさまざまなご意見をいただいたところがございます。

そのため、平成31年から開始される漁期であります第5管理期間以降の配分に向けまして、漁獲実績以外に考慮すべき事項等、配分ルールの見直しを行うこととして、漁業者や専門家の意見を伺うため、資料2-1のとおり資源管理分科会にくろまぐろ部会を設置しまして、クロマグロ漁獲可能量の配分方法について調査審議することとなりました。

この部会の設置は、この後ご説明する運営規則、また議論の進め方につきましては、昨年8月に開催されました第86回の資源管理分科会で了承されているところがございます。

続いて、部会の運営規則についてご説明します。資料は2-2となります。

第1条では、クロマグロの漁獲可能量の配分方法に関し調査審議することとしておりまして、第2条のとおり、その調査審議結果は資源管理分科会において審議し、議決されることとなっております。また、第3条のとおり、調査審議の際に関係漁業者等を参考人として出席を求めることができることとなっております。

資料2-3は、実際の議論の進め方となります。この議論の進め方に従いまして、昨年度は9月に開催しました第1回くろまぐろ部会で、平成30年漁期であります第4管理期間の配分の考え方を紹介しまして、第2回、また第3回の部会で沿岸漁業者、沖合漁業者及び養殖業者からヒアリングを行いました。そして、第4回及び第5回の部会で部会委員によります総合討論を行いまして、11月に第5管理期間以降の配分についての考え方を取りまとめたところがございます。この考え方については、昨年12月に開催されました第92回の資源管理分科会で了承され、今年度の配分に反映されております。

くろまぐろ部会の役割及びその議論の進め方について、説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、何かご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

では、特にございませんでしたら、続いて、くろまぐろ部会の委員の選任について説明いたします。

部会の委員は、水産政策審議会令第6条第2項では、部会に所属すべき委員及び特別委員は、分科会長が指名をするというふうにされてございます。今回は、私も含めまして、田中委員、大森委員は引き続き部会に所属する委員として、新任の分科会委員である川辺委員、

それから谷委員、堀内委員の3名を新たに部会に所属する委員として指名することとしたと考えております。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

特にご発言がないようでしたら、委員の指名については、申し上げた6名に決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がございませんようですので、指名した6人の委員で進めさせていただきますと思います。

なお、次の部会が開催され、部会長の互選を行うまでの間は、現在の部会長である私が引き続き部会長を務めさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、そのように進めたいと思います。

続いて、「くろまぐろ部会における漁獲可能量の配分方針に係る議論の進め方」の一部改正について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 事務局からご説明いたします。

資料の順番が前後して申しわけございませんが、資料2-5で今回の改正の概要をご説明させていただきますと思います。

先ほど説明しましたとおり、くろまぐろ部会につきましては、資料2-3「くろまぐろ部会における漁獲可能量の配分方針に係る議論」の進め方に基きまして、昨年度の調査審議を実施いたしました。しかしながら、この進め方につきましては、配分の考え方を調査審議し、取りまとめるまでの進め方について規定しただけでありまして、今後、資源量の増減等によりWCPFCにおいてクロマグロの資源管理措置が変更されることなどによって取りまとめた考え方を変更する場合の議論の進め方については規定がされておられません。このため、2の改正内容に記載しておりますとおり、くろまぐろ部会で取りまとめられた配分の考え方を変更する際の議論の進め方として、必要な規定を新たに追加したいと考えています。

具体的な改正内容につきましては、資料2-4をご覧ください。

2の議論の進め方に(4)の規定を設けまして、「WCPFCの管理措置の変更等により(3)でまとめられた考え方に変更が必要と部会長が認める場合は、(3)に基き部会委員で総合討論を行い、これを変更する。」という規定を追加したいと考えております。

改正内容については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

特にご発言がなければ、くろまぐろ部会における漁獲可能量の配分方針に係る議論の進め方の一部改正については、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでし

ようか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

協議事項については以上です。

次に、諮問事項についてご審議いただきたいと思います。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、諮問第318号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 事務局よりご説明いたします。資料については3-1をご覧ください。

まず初めに、諮問文を朗読させていただきます。

元水管第798号

令和元年8月20日

水産政策審議会

会長 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第318号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成30年12月12日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

この資料3-1の別紙が基本計画の変更案でありまして、新旧対照表で示してございます。変更内容につきましては、その後ろにあります資料3-2でご説明をさせていただきます。

平成30年11月の第91回資源管理分科会で承認をいただきました、平成31年漁期マイワシ漁獲可能量（TAC）に係る基本計画の変更についてでございます。

変更の内容でございますが、まず対象となる特定水産資源についてはマイワシということでございます。また、対象となる都道府県については岩手県で、都道府県別に定める数量については、変更前が「若干」でございましたが、改定後は2万3,000トンとなります。

改定の考え方についてご説明いたします。岩手県に定める今漁期の数量については、別紙の1にありますとおり、「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて」に従いまして、平成26年から平成28年までの過去3年間の漁獲実績に基づき2万3,000トンと算出されております。基本計画上の表示につきましては、これも同じように「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて」に従いまして、漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、計算される配分量が平均配分量に満たないこと、また、これに加えて、計算された配分量の過半が定置網によってもたらされているということから「若干」とされました。

基本計画におきまして「若干」とされております都道府県におきましては、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとされております。今般、別添2のとおり、岩手県からマイワシを対象とした新たな漁法による操業を検討する旨の通知がございました。検討の上、実施することとなった場合には、「現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにする」に該当しなくなるということから、今般、基本計画を変更し、岩手県に定めた数量の表示を「若干」から具体的数量とするものでございます。

なお、本件に関します意見募集手続きにつきましては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条の基本計画の決定及び変更は、意見公募手続を必ずやらなければならないものとして、行政手続法が規定しております命令等には該当しないということでございます。本来意見公募手続が不要なところですが、制度の定着を図る観点から、これまでは意見募集の手続を実施してきたところでございます。

一方、制度が始まりましてから20年以上が経過しておりまして、制度の定着も認められていること、特に関係当事者が合意している基本計画の変更につきましては早期の変更の要望が強いことなどから、今後は基本計画に関する漁業者及び関係都道府県の要望に迅速に対応するという観点から意見募集手続を行わないこととしたいと考えております。

なお、次の場合については引き続き意見公募を行うことを考えてございます。TAC対象魚種それぞれの期首の漁獲可能量を決める場合、漁獲可能量を期中に改定する場合でありましても、その内容が漁獲可能量の削減など関係する漁業者に不利益が見込まれる措置の場合につきましては、意見募集を行うということでございます。

事務局のほうからは説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご発言がなければ、諮問第318号については原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山川分科会長 では、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上でございます。

本来であれば、ここで諮問第318号について確認のために答申書を読み上げさせていただいて、それを保科次長にお渡ししたところでございますけれども、ちょっと事務局のほうでその準備が整わなかったということですので、後ほどまた答申書を確認して、次長にお渡しするというのをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、続きまして審議事項に入ります。

「我が国の海洋生物資源の事件管理指針」の一部改正についてを事務局からご説明、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 事務局からご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。

まず、資源管理指針につきましては、今後の水産資源管理のあり方について国が定める基本の方針でありまして、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方を、魚種あるいは漁業種類ごとに定める内容となっております。

今回の改正点は、漁業種類別資源管理のうち沖合底びき網漁業の資源管理措置に三重県地区の取り組みを追加するものでございます。三重県の沖合底びき網漁船は、三重外湾漁協に所属する20トン未満漁船1隻のみでありまして、今般、この漁船が新たに資源管理計画に参加するものでございます。

資源管理措置の内容は、資料4-2の3ページ、新旧対照表に記載してございますとおり、自主的管理措置として休漁、その他の措置として漁具の制限となっております。

なお、資料4-3に改正案全文を添付してございますので、ご確認いただければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

特になければ、資源管理指針の一部改正につきましては、原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして、報告事項に入ります。

事務局から報告すべき事項が2件あるということでございます。

まず、太平洋くろまぐろの資源管理について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理部審議官 ありがとうございます。審議官の太田でございます。よろしく願いいたします。

資料の5をご覧ください。タイトルが「太平洋クロマグロの資源管理について」というものでございます。

この資料は前半が国際的な動きになっていまして、後半が国内の資源管理の話になっているわけですが、私のほうから前半の国際的な動きのことについてご説明申し上げたいと思います。

それでは資料をめくっていただいて、時間も余りございませんので焦点を絞ってご説明したいと思いますが、6ページを見ていただけますでしょうか。6ページのI-10の国際委員会における決定事項という、クロマグロは、太平洋、北太平洋を広く回遊する魚種でございますので、国際的な委員会により管理されております。このI-10の国際委員会における決定事項ということで、左側のところを見ていただくと、西側ではWCPFCという国際機関が管理しておりまして、主な規制としては30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002年-04年の平均から半減する。30キロ以上については、その水準から増加させない。

その下の東部太平洋：IATTCとございます。これ、日本はここではとっておりませんが、アメリカとメキシコがクロマグロを漁獲しておりまして、同じように漁獲の条件が設定されております。

そのスライドの右側ですけれども、WCPFCにおける漁獲戦略ということで、特に③のところなんですけれども、これは2年前に決まったものです。まず、今我々がクロマグロの資源が、要は歴史的に見て非常に低い水準にあるわけですが、①の暫定回復目標ということで、親魚の資源量を2020年までに少なくとも60%の確率で歴史的な中間値まで回復させることになっていますが、これは後でご説明いたします。その後、さらに暫定回復目標を設定してから10年以内に約13万トンまで回復させるという、その2つの目標がありまして、それに向かって今、資源回復措置を講じておるわけでございます。

そういう状況ではございますが、その下の長期管理方策に漁獲制御ルールとありますけれども、あらかじめ、こういうことが起こった場合にはこういうことをしましょうというルールなわけですが、アについては、要は、資源が悪くなった場合は資源が回復するように追加的な措置を講じましょうというところでございます。イについては、思った以上に資源の回復が早い場合については、漁獲枠を増やすことを検討してもいいという、そういうルールができております。

その次のページのI-11-1ですが、これは最新のクロマグロの親魚資源量の資源評価の結果でございます。グラフが実線と点線に分かれておりますけれども、実線は、資源評価によって確認された、これまでの親の資源量の推移ということで、ご覧になればわかると思いますが、近年ずっと下がってきて、2010年までずっと下がっていたわけですが、その後は増加に転じているということでございます。点線については将来の予測で、今後こうなっていくだろうという予測でございます。それで、右下に暫定回復目標とありますけれども、これがちょうど左を見ていただくとわかりますけれども、歴史的な中間値4万3,000トンというところで、今、我々は2024年までにここに向かっていっているわけですが

れども、点線を見ていただければわかりますように、はるか前にその目標を達成する予測となっております。その次は、その上の13万トンというところがありますけれども、これを2034年までに達成するんですけれども、これも大分前倒しで達成できる見込みが出ております。

それはなぜかといいますと、その下のグラフでございますけれども、これはゼロ歳魚の加入ということで、卵から生まれて大体20センチぐらいまで生き残った子供の尾数を描いたものでございます。非常に年によって大きな差がございますけれども、今、資源評価の将来予測を行うに当たっては、一番真ん中の下に低加入とございますけれども、毎年大体子供が820万尾残るという想定のもとで計算をしています。ところが、2016年については、それをはるかに上回って、大体倍ぐらいの非常にいい加入があったということで、これが先ほどのグラフを上を押し上げている要因になっているわけです。

先ほど申し上げました漁獲制御ルールというのがございましたけれども、想定しているよりも資源回復が早い場合については増枠を検討できるという、そういう状況が2018年の資源評価ですけれども、去年生じたわけでございます。

次のページに行っていただきまして、そういうことがございましたので、西側で管理をしているWCPFCの中に北小委員会というのがございまして、そこで、そのルールに基づきまして、我がほうから小型魚、大型魚の両方について漁獲上限の15%の増加というのを去年提案しました。しかしながら、そもそもさっきのグラフを見ていただければわかりますが、資源が歴史的に見て非常に低い状況にある。あともう一つは、将来予測が非常にいいのは、2016年の1年だけの加入がよかったからで、1年よかったから、すぐにそういうふうに増枠をしてもいいのかという疑問が呈されまして、増枠についてコンセンサスが得られませんでした。ただし、議論の結果として、1年だけ見て安心できないというんだったら、追加的に資源の指標を確認すればいいんじゃないかということで、ISCというクロマグロの資源評価をやっている科学機関に対して追加的な資源指標の確認をお願いして、その結果、去年の増枠可能という結論を変える必要があるのかどうかということをお教えくださいということと、もう一つは、こういうふうに増枠した場合に、目標達成確率がどう変わるかということについて追加的に作業をやってくださいということをお願いしてあります。

増枠については北小委員会ではコンセンサスがなかったわけですが、同時に北委員会において、その下のスライドですが、漁獲枠の未利用分の繰り越しということで、使わなかった場合、一定程度翌年に繰り越しできるという旨の提案を我が国から行っていたわけです。残念ながら北小委員会ではコンセンサスが得られませんでした。その後、先ほど説明がございましたくろまぐろ作業部会の席で北小委員会の結果を報告した際に、国内の関係者から、繰り越し規定ぐらいどうにかならないのかという声が非常に強かったわけでございます。それを受けまして、年次会合に向けて再度関係国と協議いたしまして、12月の年次会合において5%までは翌年に繰り越しできるという規定が合意されるに至っております。これは、今年余った場合は枠の5%までは来年に繰り越せるということになっております。

次のページでございますけれども、I-13の2019年のISCにおける追加の資源指標の確認ということでございます。先ほどの去年の北委員会の議論の結果として追加的な指標を見るということになりましたので、それを見たらどうなったかということが書いてあるわけですが、ゼロ歳魚のCPU E、これは加入、生き残りの指標になるわけですが、大体歴史的な平均値と同程度で、想定している低加入よりはずっと高い。あと、日本が継続的に行っています加入量のモニタリングデータというのがあるんですけども、これについても、よかった2016年の値よりも、さらに2017年、18年は高い可能性があるということで、基本的には来年資源評価を行って再確認する必要はありますが、今、将来予測で想定している低加入レベルよりも高い可能性があるということで、去年の増枠可能という科学的勧告の見直しは不要という結論になっております。

これを受けまして、来月の第1週に北小委員会、ことしの会議が開催されますが、それに向けて日本政府として既に提案を提出しております。これにつきましては、提案を提出する前に関係者の方の意見もお聞きしまして、最終的には国の責任で提案を出させていただいております。

I-14という2019年のISCによる「増枠」シナリオに基づく将来予測というところでございますけれども、これがISCが計算した増枠シナリオ、ゼロは増加なしですが、このうちのどれをとっても一番右の回復確率が70%を超えておりますのでいいわけです。去年は、8の小型魚、大型魚ともに15%増枠という提案を出したわけですが、国際的な批判の一つが、西側で小型魚をたくさんとり過ぎたから資源が悪くなったんじゃないかということがございまして、やっぱり小型魚をできる限り減らすべきだというような意見が非常に強かったわけでございますので、去年は8を出しましたけれども、ことしは3の小型魚は15%から10%に減らして、大型魚は10%から20%にふやすという、ちょっとめり張りをつけた提案を提出しております。

これが漁獲枠の話で、その次のページでございますが、漁獲証明制度という話がもう一つございます。これは簡単に言うとトレーサビリティの一種なわけですが、漁獲してから、その動きを政府等がきちんと確認することで、規制に沿って漁獲されたものであることを確認する制度でございます。大西洋クロマグロやミナミマグロでは既にもう導入されておまして、いわゆる高級なマグロ類の中でも太平洋クロマグロだけが導入されていないということでございます。2017年の北小委員会で3年間かけまして制度案を作成することで合意をされておまして、去年の9月に第1回の技術会合を開催しております。ことし、北委員会の前の9月2日に第2回の技術会合を開催して議論することになっておまして、我が国から漁獲証明制度の骨子案というのを提出しております。

その下でございますけれども、どういう骨子案かと申しますと、目的は違法漁獲物の市場からの排除ということと、クロマグロ保存管理措置の実施の支援。なるべく関係者の負担を軽減するために、電子システムによる運用をやりたいなというふうに考えております。ただ、途上国の能力がありますので、その導入時期等については要検討だと。特定の部位について

は適用除外ということで、これは大西洋クロマグロやミナミマグロでも同じでございます。

その次のページでございますが、認証ということで、漁獲された時とかに政府職員または権限を付与された個人や機関が認証するというので、漁獲に加えまして、クロマグロの場合は蓄養もございまして、生きた魚を生け簀に入れる場合なんかは認証の対象になります。ただし、例えば漁獲されて、その後国内取引されて築地——今だったら豊洲ですけども、豊洲に行くような、その国内取引については適用除外としますが、最終的に輸出される場合は、その間を全てトレースできないと輸出はできませんよという、これは今でも太平洋クロマグロでもう既にやっておりますけれども、そういう状況になっています。それと、認証のタイミング等については要検討ということで、あと、活魚の生け簀間の移送等、細かい話ですけども、こういうものについては認証の適用除外にしたいと。

その次のページでございます。認証については水揚げごとに行うんですけども、国内的には、今のTACの管理システムで必要情報の入力をやっておりますので、なるべくこれをもって認証にかえることができるような仕組みを考えたいなというふうに思っております。

それと、活魚の活け込みについては、活け込みごとに行いますけれども、輸出しない場合はまとめて行うことも可能。取り上げ時も、基本的には認証は取り上げごとに行いますけれども、輸出しない場合は一括して行うことも可能ということで、輸出時の認証は輸出ごとに行うということで提案をしております。

いずれにしましても、今回物事を決めるのではなくて、こういうような骨子案について関係国間で議論しまして、その結果を踏まえて、また国内の関係者に説明して必要な修正をやっていくという形で、なるべく関係者の方に負担を与えずに、漁獲証明制度の目的が達成できるような形を関係者の方々とよく相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

最後でございますが、その次のページのI-17、今後の予定でございますけれども、今言いました漁獲証明制度の第2回技術会合というのが米国のポートランドで9月2日に開催されまして、その後、3日から6日までWCPFCの北小委員会というのが開催されます。この資源、北太平洋を東西にまたがって回遊しておりますので、北小委員会の中で東側を管理するIATTCとの合同作業部会というのを開催いたしまして、その中で、さっきの増枠の日本提案等を議論することになっております。北小委員会の結果については、12月のWCPFCの年次会合に送られて、最終的にここで承認を受ければWCPFCの管理措置になるという、そういう状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○資源管理推進室長　続きまして、国内の管理について私のほうからご説明させていただきます。

国内の管理については3点ございます。

まず、配分量変更手続の迅速化についてご説明させていただきます。資料はスライド番号24になります。

この内容につきましては、4月に開催されました第94回の資源管理分科会で説明し、了承されたところでございますが、今回は委員の改選があったということでありますので、改めてご説明をさせていただきます。

まず、左側の枠でございますが、海洋生物資源の保全及び管理に関する法律におきましては、漁獲可能量を大臣が管理する漁業種類別等を都道府県別に配分し管理するということとなっております。この配分量は、同法の第3条に基づく基本計画で定めることとなっております。基本計画に定められた配分量を変更しようとする場合には、水産政策審議会へ諮問することが同法第3条で定められているところでございます。この諮問の位置づけといたしましては、農林水産省の裁量のみによる一方的な変更を防ぐ手段の一つとなっていると考えられています。

また、右側の枠でございますけれども、配分量変更の迅速化に対するニーズがございます。これは、本年度漁期であります第5管理期間以降につきましては、融通に伴います配分量の変更を頻繁に行うことを想定しているところでございます。融通といいますのは、管理開始当初に各都道府県などに漁獲枠を配分しますが、クロマグロについては来遊状況によって漁獲が大きく変動するということから、都道府県ごとに配分量の消化状況が異なるということを考慮しまして、これを是正するために行うものでございます。具体的には、大型魚と小型魚の配分量を交換したり、未利用分の枠を他の都道府県に譲渡したりする場合がございます。この融通に伴います配分量の変更につきましては、1) にありますように、全体の漁獲可能量の変更を伴わず、また2) にありますとおり、当事者間の合意に基づく変更ということでございます。このような融通に伴う配分量の変更については、漁業者の利益に資するよう迅速性を確保することも重要だと考えているところでございます。

こういったことから、この融通に伴います配分量の変更のように、農林水産省の裁量の余地がない機械的な変更につきましては、融通等、その他変更事由が生じた場合の手続を記載した基本計画についての水産政策審議会の意見をもって、その後の同変更手続への意見とするということで進めているところでございます。このことによりまして、今期中に融通等が行われた場合には、迅速に基本計画の変更の手続をさせていただくこととしてございます。

続いて、近海かつお・まぐろ漁業におけるデータ収集の状況についてご説明いたします。資料はスライド番号25となります。

協議事項のところでご説明しましたくろまぐろ部会におきまして配分の考え方が調査審議されたところでございますが、とりまとめにおきまして、配分において考慮すべき事項として、資源評価に用いるデータの収集への配慮ということが示されてございます。具体的には、漁獲データが国際的な資源評価の指標に用いられている特定の漁業については、ある程度の自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評価には不可欠であり、将来の漁獲枠の増大に直結するということから、アにありますとおり、加入量の指標算出に使用されている一部地域のひき縄漁業ですとか、イにありますとおり、親魚資源量の指標算出に使

用されるはえ縄漁業に対しまして、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分することとしてございます。

このため、大型魚の配分に当たりましては、近海かつお・まぐろ漁業に対し、近年の漁獲実績に基づく配分に200トンを上乗せ配分しまして、一番下の表にありますとおり、今期につきましては362.6トンの配分量としてございます。

スライド番号26に移っていただきまして、この配分量で今期の近海かつお・まぐろ漁業の操業が1月から開始されたところでございますが、今期につきましては漁獲が非常に多くございまして、データ収集期間であります4月から6月の操業を確保したかったわけですが、5月の半ばに配分量を超えるおそれがあるため、グラフの右側のところに経緯が書いてございますけれども、5月20日のところには操業自粛となってしまいました。このことにつきましては、前回の資源管理分科会でご報告させていただき、基本計画に基づき追加配分について検討する旨説明させていただきました。その後、6月11日に基本計画を変更し追加配分を行って、データ収集期間であります6月30日に漁獲を終了したところでございます。

このデータ収集後ですが、追加配分のうち未利用分につきましては、7月31日に基本計画を変更し、国の留保に繰り入れを行いまして、8月2日以降は採捕停止命令によりクロマグロの目的採捕が停止となっております。

以上が近海かつお・まぐろ漁業におけるデータの収集の状況でございます。

最後、3点目でございますけれども、今期、第5管理期間の8月時点での漁獲の状況についてご報告します。スライド番号は14ページの下のスライドと、15ページの上のスライドになります。

大臣管理漁業につきましては、1月から12月、また知事管理漁業につきましては4月から翌3月までの期間で管理しているということございまして、大臣管理漁業につきましては約7カ月分の実績、また知事管理漁業については約4カ月分の実績となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

昨年のWCPFCでの経緯と、ことしの方向性についてコメントになるんですけども、昨年の北小委員会でコンセンサスが得られなかった理由として2点挙げられているんですが、もう一点、国際世論を背にした意見の中には、遵守状況が非常に悪いと。それは、去年の2018年の段階で2017年の実績を見たときに、日本、アメリカ、メキシコ、韓国、全ての国で実際の配分された漁獲量を超えているのではないのかという話があったということで、その遵守状況を徹底させられない中でどう増枠をさせていくのかという議論があったかと

思うんですが、ことしは漁獲証明精度の議論とあわせてすることで、そういったところをしっかりと管理、コントロールできているということでの説明といたしますか、そこを担保するという形での議論が進んでいくのでしょうか。すみません。質問になってしまいました。

○山川分科会長 では太田審議官、よろしくお願いします。

○資源管理部審議官 ありがとうございます。

遵守状況については、日本も一昨年でしたっけ、小型魚がオーバーしてしまったという事実がございますけれども、太平洋クロマグロの非常に大きな特徴として、年によって、場所によって非常に回遊の変動が大きいということもありまして、2015年に管理を開始して以来、非常に試行錯誤しながらやっているわけです。結局いろいろやってみて、今やっているのは、これは私が答えるべきじゃなくて、岩本のほうから答えるべきかもしれませんけれども、非常に枠を細分化して、それで、今は県別に張りつけていますし、その県の中でも漁協別に張りついたり、漁協の中でも個人に張りついたりしていますので、非常に枠の配分を細かくして、その管理単位ごとにきちんと管理していこうということで、今は逆に管理を細かくし過ぎた関係で、枠の消化が逆に難しくなっているような状況もございますので、少なくとも日本に関して言いましては、遵守については今は従来のような問題はなくなったというのが我々の認識でございます。

ただ、山内委員のほうからもございましたけれども、そうは言いながらも、基本的に違法漁獲物の排除というのは漁業管理につきまとう永遠の課題でございますし、大西洋クロマグロやミナミマグロでは既に導入されておりますので、漁獲証明制度につきましては、その導入を日本として積極的に推進していきまして、今年できるとは思っておりませんが、なるべく早くこういうものをつくって、その遵守についても国際的にきちんと担保されるようにしていきたいというのが我々の立場でございます。

○山内特別委員 ありがとうございます。科学的な算出の上では、これだけの増加をしても大丈夫ということがある中で、なかなか通らないということは非常に残念なことだと思いますので、そのあたり、管理の監視措置についても改善しているという部分を国際的に共有していただいて議論を進めていただければと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 漁獲証明制度の関係、そこもよろしいですかね。

○山川分科会長 はい。

○大森委員 説明はいただいたわけですがけれども、スライド番号I-16-2というやつですか、19ページ。この3つ目のチェックですがけれども、水揚げ／取り上げ後の国内取り引きは適用除外とするが、最終的に輸出する場合は、全ての履歴をトレースする必要がありますよということで、最終的に輸出するかしないかというところが、結果論になるので、実質的には全部やれと言っていることになるんですか。

○資源管理部審議官 ありがとうございます。

これにつきましては、先ほども簡単に説明しましたがけれども、今でも大西洋クロマグロについては漁獲証明制度というのがございますので、例えば日本の沿岸で太平洋クロマグロがとれましたと、それを今は知りませんが、以前はよく韓国に輸出していたわけですがけれども、韓国に輸出するときは、大西洋クロマグロじゃないという証明をしないと輸出できない状況になっているんです。そのときに、水産庁で証明しているんですけども、誰がとって、それを誰が買って、それをまたさらに誰が買ってということを実際の証明書を集めて、きちんと取引の流れを証明できない限り、輸出証明というのは今でもやっていないんです。まさにそういうことを想定しているんですけども、だからといって、例えばどこかの、例えば長崎県に揚ったクロマグロが豊洲に行く間に誰が買ってみたいな話を全部トレースしていたら、それこそ切りがないので、そういうことはしませんけれども、最終的に輸出しようとするときは、その間の全ての取引を確認できない限り、水産庁としては責任を持って認証できないという、それは今とやっていることは変わりません。

なかなか漁獲したときに輸出するかどうかわからないじゃないかという議論はもちろんあるんですけども、それを全部やろうとすると、もうシステム自体が物すごく複雑になると思うので、今の時点ではそこまでをやっていただくことは考えていないということです。

○大森委員 WCPFCで議論をしながらやっていくということですが、実際の運用になったときに、特に沿岸ですと電子システムがまだ全体に行き渡っていないということもありますから、実際に運用するときに混乱が生じないように、丁寧な説明が必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

○資源管理部審議官 わかりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、この報告事項はこれぐらいにさせていただきます。

先ほど保留しておりました諮問第318号の答申書の件ですが、準備が整ったということですので、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

元水審第14号

令和元年8月20日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和元年8月20日付元水管第798号をもって諮問のあった下記事項については、別添のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第318号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく

基本計画の検討等について

それでは、この答申書を保科次長にお渡しいたします。

(分科会長から保科水産庁次長に答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、次の報告事項に移りたいと思います。

2番目ということで、水産政策の改革について、事務局から説明をよろしく願います。

○資源管理推進室長 事務局からご説明いたします。

資料は6-1、6-3をご覧ください。資源管理方針に関する検討会についてご説明をさせていただきます。

この検討会についてでございますけれども、何かを決定するための会議ではなくて、資源量ですとか漁獲の強さといった資源の状況、資源管理目標、目標を達成するための漁獲シナリオにつきまして共通認識を醸成することを目的としまして、漁業者、流通・加工業者、科学者、消費者、都道府県、その他関係者の出席のもと開催するものでございます。

7月22日から24日にかけて、福岡市においてマサバ対馬暖流系群、ゴマサバ東シナ海系群について、また8月7日から9日にかけて、東京においてマサバ太平洋系群、ゴマサバ太平洋系群について意見交換を行う場として検討会を開催いたしました。概要を報告させていただきます。

なお、検討会の概要については、会議資料とともに水産庁のホームページにおいて公表しております。詳細な議事概要についても準備でき次第公表する予定としております。

検討会におきましては、水産庁から、改正漁業法のもとにおけます新たな資源管理の概要について説明をしまして、国立開発法人水産研究・教育機構から資源の状況、資源管理目標案、漁獲シナリオ案について説明しました。

まず、マサバ対馬暖流系群、ゴマサバ東シナ海系群についてでございますけれども、検討会を開催しまして、そこでの意見につきましては、限界管理基準値の決め方ですとか、神戸チャートの見方、卓越年級群の発生の資源評価での取り扱い方、中国や韓国に対する資源管理への働きかけの要望、寒冷期、温暖期といった環境の変化の将来予測での取り扱い方、これから新しい管理を過去に当てはめるとどうなるのかなどについてご意見をいただきました。

この検討会については、複数回開催するというところでございますので、次回、第2回目を開催するに当たって、1回目の宿題ということで、資料の6-1の4ページのところに3日目というところがありますが、そこに宿題の項目を書いてございます。宿題といたしましては、漁獲シナリオの追加としまして5つのパターンの漁獲シナリオを計算することとなりました。

① β の値を0.5ずつ刻んだ場合、②2030年にMSY水準の親魚量達成確率が50%となる場合、③小型魚のF、漁獲圧を削減した場合、④規制を徐々に強める場合、⑤最初は厳しくし、

一定期間後、制限を緩和する場合。また、この計算におきましては、目標管理基準値と限界管理基準値については水研機構から提案された数値で進めていくこととなりました。

次に、マサバ太平洋系群、ゴマサバ太平洋系群についての概要でございます。検討会におきましては、レジームシフトが存在するので、MSYの定義からすると目標管理基準はやっぱり定期的に見直すべきではないか、マサバの再生産関係にホッケースティック型を用いることの妥当性、資源の高水準期、低水準期を考慮すべきなどについて意見をいただきました。

また、水産庁からは、国際的な状況についても説明しまして、国内の資源管理措置をどう進めるかについても意見をいただいております。

次回までの宿題としましては、資料6-3の6ページの3日目の(1)のところにありますとおり、MSYに関する質問事項を含め、今後Q&Aという形で水産研究・教育機構から公表する、水準の高水準期、低水準期を分けたMSY水準の算定を行う、(2)の1つ目の黒丸のとおり、5年前、10年前、15年前からMSYベースの管理をしていた場合のTAC数量のシミュレーションを準備することとなりました。第2回目の検討会につきましては、第1回の検討会の結果を踏まえまして、具体的に管理をどのように進めていくのかについて、つまり複数提示されたシナリオを1つに絞るように議論していく予定でございます。この検討会につきましては、あくまで議論を行っていくということでございますので、期限を切ってしまう話ではないということでもあります。関係者の理解が得られるまで、検討会を開催しまして意見交換を実施していきたいと考えてございます。

なお、関係者の理解が得られた場合には、資源管理基本方針にその内容を盛り込みまして、水産政策審議会の諮問、答申を経て決定されるということになります。その後、管理が開始されるということになります。

次回の検討会の開催日程につきましては、宿題ができ次第、準備ができた後に検討していく予定をしております。また、業界等からの要望に応じまして説明の場を設けていきたいとも考えてございます。

私からの報告は以上となりますが、検討会当日に水産研究・教育機構から説明された内容について、中央水産研究所資源研究センターの西田センター長から説明していただきます。○水産研究・教育機構資源研究センター長 中央水産研究所の西田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の当日にプレゼンテーションでご説明した資料、資料6-2、それから資料6-4に従って内容を紹介させていただきます。

資料6-2が、マサバ対馬暖流系群とゴマサバ東シナ海系群、それから、資料6-4がマサバ太平洋系群とゴマサバ太平洋系群の資源に関する資料ということになります。いずれの検討会においても、最初はMSY、最大持続生産量の考え方、あるいは管理目標の設定の考え方、また漁獲管理規則の考え方について、概要をまず一通りご紹介した後に、各資源における管理基準値、あるいは神戸プロットという漁獲の強さと資源の状態を同時に示すチ

チャートの見方、あるいは、それに加えて漁獲管理規則のもとでの将来予測といったものについて説明をさせていただきました。

それでは、最初に一連の流れについて、資料6-4のスライドに沿って説明させていただきますと思います。

表紙を繰っていただきまして、スライドの四角の4番というところをご覧ください。

このたび資源管理目標や漁獲のシナリオについての検討材料として提出するために、ここに示した新規導入項目について機構のほうで検討をしてみました。1つは資源管理の目標の案ということになります。これは、平均的に最大の漁獲量が得られる、つまりMSY水準になる状態を目標と定めて、そのときの親魚量、これは子供を生み出す親魚の量ということになります。成熟する年齢別の資源量に成熟率を掛けて、それが次の世代、子供を生み出すというふうに考えて親魚量として求めているわけですが、その親魚量を算定して、これを目標管理基準値として提案しました。

また、今まで、これまでの資源評価においてBlimitというものを設定していたわけですが、これについてもMSY水準と照らし合わせて整合するように限界管理基準値として刷新したものを提案しました。

続きまして、資源状態についての新しい表示方法というものを提示しました。これは、MSY水準での親魚量、漁獲圧を基準として、現状での親魚量がそれに対して多いか少ないか、また、現状での漁獲圧が強いか、弱いかということが一目でわかる神戸プロット、神戸チャートとも呼びますが、それを提示しました。そして、研究機関として新しい漁獲管理規則の提案というのを行って、複数の漁獲シナリオにおける確率的な将来予測というものを表や図の形で提示して検討の材料にさせていただくという流れで資料を作成してきたわけです。

この将来予測においては、新しい漁獲管理規則のもとで複数の漁獲シナリオによる将来予測を実施して、それぞれのシナリオにおいてMSY水準を維持、あるいはMSY水準に到達する確率などを提示しているという形になります。

「～MSYとは?～」というスライドが、次、5枚目のスライドにあるんですけども、近年の考え方としては、一つの安定した資源の状態の中で、一つのMSYを達成するような親魚量というものが非常に安定しているという考え方ではなくて、経験的に、いろいろ変動する資源に対して、それが確率的に資源変動する中で最大の持続生産量が得られる水準というものをシミュレーションなどを用いて算定して、それに対応するMSYというものを提示していくというふうな流れで検討をしています。

ちょっと細かい説明は省かせていただきますが、8枚目のスライドを見ていただきたいと思います。

7枚目と8枚目のスライドになるんですけども、ちょっとイメージ図になるわけですが、左の赤の枠で囲んだところは、毎年の資源の半分ぐらいを漁獲するような形で将来予測をしていったら、どういうふうな形になるか。この場合は、やっぱりかなりの部分を

漁獲してしまいますから、資源が十分にふえられず、漁獲量も少なくなったままになる。一方、一番右の場合は、毎年資源の10分の1を漁獲する。この場合は、資源は十分にふえているんですけども、毎年その10分の1しか漁獲しないので、結果的に漁獲量は少なくなってしまいます。つまり、資源を十分に利用できるというメリットと申しますか、それを十分に生かし切れていないという状態になります。真ん中は、ここでは3分の1というふうに示していますが、毎年資源の3分の1ぐらいを漁獲したら、この資源の場合は十分にふえる程度に漁獲しており、平均的に最大の漁獲量が得られる。すなわちMSY水準ぐらいにあるというような、そういう結果になっています。

このような将来予測に関する計算を網羅的に行うことによって、スライドの8枚目のような漁獲量曲線と呼ばれる図が得られます。これは横軸が平均の親魚量で、縦軸がその資源から得られる平均の漁獲量ということになります。これが最大になるときの平均漁獲がMSYということになります。そして、それよりも資源が低い状況にあった場合は、平均漁獲量は下がっていくし、また、右のほうに、親魚量が多い状況でも平均的な漁獲量というのは下がっていくという、こういうふうな図が描かれるということになります。

これを今までの資源評価の考え方と照らして、MSY水準でいろいろ考えていくということはどういうことかというのを説明したのが、9番目、10番目、11番目のスライドになります。

現状の資源評価においては、Blimit、限界管理基準値として設けていたものを上回ったときの資源の目標というものを設定していませんでしたから、場合によっては限界管理基準値を上回ったところで現状維持というような漁獲のシナリオ、管理基準というものを資源評価側が提案していたという経緯がございます。そのような考え方のもとで将来予測をしていくと、漁獲量曲線の中でのBlimit、限界管理基準値のあたりで資源が動くような挙動を示すような形になるということになります。

MSYを実現するような漁獲圧で漁獲すると、スライドの10番のようになりますが、それよりもやや上回って、ここでBターゲットとしている目標基準値あたりで資源が推移するような形に、資源の利用の仕方を改善することができるというふうに考えています。

そのようなことが、これからは目標を設定することによって、目標を目指す漁獲の強さで管理していくことでMSYを達成する資源の状態に回復、維持するということが明確な目標になっているということになります。

そして、管理基準値の提案について、12枚目のスライドで示していますように、目標管理基準値についてはMSYを達成する資源水準の値ということで提案しています。その目標管理基準値への回復確率や、さまざまな資源の特性等々を考慮して、限界管理基準値の案としては、サバ4系群に関しましてはMSYの60%の平均漁獲量を得る水準を基本として提案することといたしました。

このことについて、会場でもいろいろとご質問いただきましたので、限界管理基準値の設定の考え方について13枚目のスライドで整理してございます。

限界管理基準値はMSYの60%の平均漁獲量を得る水準を基本とする。なぜこのように設定するのかということについては、平均漁獲量を用いた目標管理基準値と同じ考え方を適用する。また、MSYの60%になるような資源水準は、加入の減少によってそのような低い平均漁獲量を得られると考えると、従来の考え方とも矛盾がないということで設定しています。

なぜ60%なのかということについては、いろいろシミュレーション、試験等を行いまして、そういうテストの結果、資源回復の性能というのが60%になったら十分期待できるということと、また、限界管理基準値を下回った場合には漁獲圧を引き下げるので、目標管理基準値に近い値だと、提案するABCのほうも不安定になってしまうということで、目標管理基準値については十分離れた水準となることが必要なので、MSYの60%よりも高いものを提案することはしないで、60%ということで提案しています。一方で、50%ぐらいではどうかということに関しては、やはりいろいろ試算をしてみた結果、60%のほうが良いということの結果が得られましたので、限界管理基準値についてはMSYの60%の平均漁獲量を得る資源水準として提案する形になりました。

続きまして、神戸プロット、神戸チャートについてご説明いたします。

これは、目標とすべき資源水準に対して、今の親魚量がどれぐらいの割合にあるか、また、目標を達成するための漁獲の強さに対して現状の漁獲の強さがどれぐらいの水準にあるかということをあわせて見せるものになっています。

スライドの15枚目をご覧くださいと思います。

目標管理基準値、それから適正な漁獲圧をそれぞれ横軸、縦軸の基準値として、左上は、ある意味、資源が減り過ぎていて漁獲の強さが強過ぎる状態。右下が、資源は十分よい状態にあり、漁獲圧も高くない、適切な状態にある。右上は、親魚量が多いんだけど、漁獲の強さとしては強過ぎるということで、将来的には親魚量が目標水準以下に減るおそれがある。左下は、資源の状態として親魚量は少ないんだけど、漁獲の強さは強くないということで、将来的には親魚量が目標水準以上に回復することが期待される状態というふうに見ることができます。

その右下の状態に、まず漁獲圧を下半分の領域に持つておくということが重要だと考えられます。そのことによって右下の領域に移動することが期待できるからです。

この神戸チャートに関しましても、これまでの資源評価での考え方と見比べてみたものが16枚目のスライドということになります。これまでは限界管理基準値を上回ったときに目標を設定していないので、そのあたりでも、つまり限界管理基準値を上回ったあたりで推移してもよいというような形で提案していたわけなので、この16枚目のスライドの白、灰色の斜線部分であれば、どこでもよいような形で提案していたという状況でした。これからはそうではなくて、目標管理基準値を設定していて、それを達成する漁獲の強さというものも求まっていますから、それを基準に見た場合、やはり緑色の領域ということで、限界ぎりぎりを超えるような方策へ移行するというところに考え方が変わったということになります。

す。

17枚目、18枚目のスライドには、もう早速マサバ太平洋系群とゴマサバ太平洋系群について示しています。これはまた後で、それぞれの魚種、系群の説明のときに説明させていただきます。

続いて、漁獲管理規則についての提案について、これも簡単に説明させていただきます。

19枚目のスライドになるわけですが、ここに現行の規則と今回提案した新しい規則での違いを示しています。繰り返し説明しているんですが、形としては現行規則と新規則で大きな違いはないわけですが、新規則は、MSYを達成、実現する漁獲の強さ、FMSYというものを基準に、それを限界管理基準値を上回る段階では一定の割合で引き下げておく。限界管理基準値を下回れば、さらにそれを資源の減りぐあいに対応して減らすというような規則を提案しています。現行規則は、基準になる漁獲圧、漁獲の強さというのが、言うなれば限界管理基準値以上のあたりに維持するような漁獲圧というものを提案することもできたわけなので、それを横の親魚量と漁獲量でのグラフで置きかえて見ますと、現行の規則では、漁獲量としては限界管理基準値あたりで期待されるところにある意味集まっていく、収れんするような形の規則になっている。一方で、新しい規則ですと目標を目指す形になっていますから、親魚量が安定するポイントとしては目標管理基準値周辺になるというような違いがございます。

これをアメリカの同じような漁獲管理規則と比較して見たものが20枚目のスライドでございます。③、青で示したものがアメリカ型の規則の一例で、アメリカ型の場合は、MSYを達成する漁獲の強さ、FMSYを、目標管理基準値を下回るともう引き下げていくという形になります。一方、今回提案した新規則案で、FMSYから引き下げる部分の係数を0.8とした場合を一例として示していますけれども、これは限界管理基準値以上であれば、そういう基準値でずっととることができるということで、この違いがどういう結果をもたらすかといいますと、アメリカ型の規則の場合は、目標管理基準値を下回った途端にある程度漁獲の強さを引き下げるという形になりますから、結局このあたりでABCといいますか、提案する、推奨する漁獲量というものが変動するという形になります。一方、今回提案した新規則案の場合は、資源の状態がよいときでも、ある程度抑制的に管理しようという案にはなっていますけれども、資源が多少悪いときでも、限界管理基準値をもう上回れば、ある程度漁獲の強さを掛けてよいという形になりますから、立ち上がりがちよっと早いという、そういう違いがあるということで、言うなれば直近といいますか、この漁獲管理規則に従った途端に漁獲量が大きく変動するといったようなことは、その新規則案では避けられる。その上で、米国規則は比較的保全的な、長期的に資源を持続的に利用するという色合いが強いんですが、そういう目的にも対応していると、そういう新規則案という形になっています。

以上が概要的な説明で、4系群についての個別の説明をさっとさせていただきたいと思えます。

まずマサバ太平洋系群なんですけれども、この資料6-4の38枚目のスライドからご覧

いただきたいと思います。

これが管理基準値を考えるに当たって適用した再生産関係というものになります。再生産関係というのは、親魚量と、それが生み出したゼロ歳魚の資源尾数、加入尾数との関係を示すものになります。これまでマサバ太平洋の場合は親魚量が4万から140万トンで変動し、加入尾数が2億から189億尾で変動してきたという形になっていて、2017年は親魚量が91万トン、加入尾数は118億尾というふうに推定されていました。

なお、この資源なんですけれども、2019年においては親魚量が過去最大になっているというふうに予測をしています。

スライドの39番に移っていただきまして、マサバ太平洋系群のMSYと管理基準値案をまとめた図表になります。

目標管理基準値案に対応するMSY、期待できる平均漁獲量としては37万トン、370千トンということで、それに対応する親魚量は154万トンとなります。この154万トンの親魚量が目標管理基準値の案ということで、今回提案しました。

また、限界管理基準値案に関しては、先ほどのMSY37万トンの60%ということで22万トン、これに対応する親魚量が56万トンということで、限界管理基準値案を親魚量56万トンとして提案しています。

40枚目のスライドがマサバ太平洋系群の神戸プロットになります。そういうMSYを達成・維持する漁獲圧、あるいは親魚量ということから考えると、これまで歴史的にはそういう漁獲は上回ってきていて、また、現状の親魚量も目標管理基準値を下回っているというふうに見られますけれども、直近の状況は資源が増加傾向にありまして、2019年度当初段階では目標管理基準値を上回っているというふうに私たちは見えています。

次に、ゴマサバ太平洋系群です。ゴマサバ太平洋系群は、リッカー型と呼ばれる再生産関係を適用しまして、同じように42枚目のスライドに示しましたように、目標管理基準値案としては親魚量15万8,000トン、限界管理基準値案としては5万トンというふうに提案しました。

スライドの43枚目に、ゴマサバ太平洋系群の神戸プロットについて示しています。現状においては、漁獲圧、漁獲の強さとしてはMSYを達成する漁獲の強さ、FMSYを下回っている水準にあると考えられ、また、近年の動向は減少傾向にはあるわけですが、多少回復をしていますので、近々目標管理基準値を上回る親魚量の状況になるのではないかと、いうふうに予測をしております。

これまでの2系群について、漁獲管理規則案での検討結果についてご紹介します。スライドの45枚目からになります。

マサバ太平洋系群での将来予測が、上の45枚目のスライドがグラフで、下の46枚目のスライドが表になります。ちょっと簡単のために表のほうで説明させていただきますけれども、この将来予測に当たっては、2018、2019年度に関しては現状——ここでいう現状というのは、2015から2017年の平均の漁獲圧で漁獲を続けたと仮定した上で、2020年以降の漁獲圧の調

整によって2025年まで、また2030年度の段階での予測というものをこの表にまとめています。この資源の場合、マサバ太平洋系群の場合は、2018年段階では目標管理基準値を上回る確率はゼロ、2019年度当初段階では100%上回っているという予測になっています。これは、近年の年級群、生まれた年級群の加入状況が非常に高いので、いずれにしても、まずこのマサバ太平洋系群に関しては資源が増加するという形になります。当面、増加した後、漁獲資源がやや減少傾向をたどると予測されるわけですが、この場合、漁獲管理規則に従って、多少漁獲圧を抑えるような形でいけば、その減少ぐあいが緩和されるというような予測になっています。

それに対応した将来の平均漁獲量についてが一番下の表になるわけですが、2018年が81万6,000トン、2019年が102万7,000トンと予測した上で、2020年度からの平均漁獲量が β の値に達して、このような予測になるという表をまず示しました。ただ、ちょっとこれでは、2018年度、2019年度の予測部分の漁獲が実態と合わないようなことになるのではないかというふうに考えられましたので、ページを繰っていただいて48枚目のスライドを見ていただきたいんですけども、ここでは2018年度、2019年度に関しては、2017年度と同じ漁獲量を仮定した上で2020年以降の漁獲圧を調整した予測としています。ですから、この表の左のほうに、2018、2019は53万8,000トンというふうに示しまして、その上で、2020年度からの将来予測について β に対応した変化をここで示しているという形になっています。 β が0.9以下の漁獲管理規則案であれば、10年後に目標管理基準値案を50%以上の確率で上回るという予測にしています。

ゴマサバ太平洋系群でも同様に将来予測を行っていきまして、こちらも2018、2019年は現状の漁獲圧、ここでは過去5年の平均の漁獲圧を仮定していますが、それを仮定した上で2020年以降の漁獲圧調整によって予測をしている。漁獲量は、漁獲管理規則（案）を導入後も緩やかに増加して横ばいとなるというふうな結果を得ています。

そして、続いてマサバ対馬暖流系群に移らせていただきます。こちらはスライドの32をご覧ください。資料6-2のほうのスライド32から説明させていただきます。

こちら、マサバ対馬暖流系群の神戸プロットになります。本系群の漁獲圧は1980年ではMSY水準だったんですが、1990年代から漁獲圧が上昇した。その結果、親魚量はMSY水準から2000年代には限界管理基準値周辺まで減少しました。直近5年間の漁獲圧としては低下傾向で、親魚量は緩やかにふえているということになっています。

それから、ゴマサバ東シナ海系群については、同じ資料6-2の38枚目のスライドになります。

こちらについては、もう資源が過去26年間のうちの24年において最大持続生産の実現する量の漁獲圧を下回っていると判断されます。むしろ限界管理基準値のあたりでずっと資源が変動してきたというふうに見えています。

そして、それぞれの系群についての将来予測について次に紹介します。

マサバ対馬暖流系群に関しましては、同じ資料のスライド45になります。こちらにつきま

しては、先ほどの太平洋系群と同じように、2018年と2019年度に関しては、2017年度段階での現状の漁獲圧で自動的にまず将来予測をした上で、2020年度から漁獲管理規則（案）に従って β を調整したもとの、いろんな β の調整の結果、分かれたような形の将来予測になっているということになります。この場合、 β が0.9以下であれば、10年後、2030年度の当初の段階になりますけれども、その段階で目標管理基準値を50%以上の確率で上回る。また、 β が1以下であれば限界管理基準値以上の親魚量が維持される。対応する漁獲量は、ここでの表4に示したとおりということになります。

それぞれ限界管理基準値に関しては、もう確実に上回るという予測になりますけれども、目標管理基準値を上回る確率50%ということで見ますと、2030年のところを見ていただくと、 β が1だと45%なのですが、0.9であれば70%で、 β をさらに引き下げると確率は高まるということになります。 β を引き下げると、その分最初のほうの漁獲量が減少するので、こういうものを見比べながら検討する材料として提示したところです。

ゴマサバ東シナ海系群については、同じ資料のスライド50番になります。こちらは、今、限界管理基準値周辺に資源があるので、しばらく目標管理基準値を上回る確率というのは低い状況なんですけれども、 β が0.9以下であれば、10年後に目標管理基準値を50%以上の確率で上回ると推定されます。2030年度のところで見させていただきますと、 β が1ですと43%なのですが、0.9であれば67%で、その β を引き下げるともっと高い確率になるということになります。

それぞれに対応した漁獲量の予測値の平均値が、この同スライドの表4ということになります。

ちょっと駆け足だったんですけれども、サバ4系群についての管理基準値の提案、神戸プロット、それから将来予測表についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見等、承りたいと思います。いかがでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。太平洋クロマグロも含めてMSEという議論が出てきていますし、NPFCでも、今回の7月でサバについてはMSEを検討していくということが本格的に合意されていますので、非常に早いスタートを切っていただいたのだと思っています。

いただいた内容とともに、議事の概要でどういう意見が出たのかということも少し見させていただいて、その上で2点ほど質問がございます。

1点目は、NPFCのほうでもまだまだ、このマサバ、ゴマサバと、それぞれの系群に関する資源評価の結果というのは、まだまだ一つのところに落ち着いていないのかなと思うんですけれども、サンマのこともあって、NPFCの科学委員会の中で、今こうして提出さ

れている日本の科学的知見というのはどういった位置づけというふうに捉えたらいいのか。まだまだこれで固まるわけではなくて、やはりNPFCのSCに持っていったときには、いろいろな議論というのがされるような状態なのかどうかということが1点です。

1点目に関連して、やはりこれは質問ではなくてコメントなんですけれども、限界管理基準値の使い方の定義づけとして、国際的な管理の中でリミットレファレンスポイントを説明すると、少しやはり違う。先ほどアメリカの例で、ほとんどビーバンに近いものになるんですよというご説明があったんですけども、実際そういうふうに捉えられる中で、日本の中で決まっていく限界管理基準値を、やっぱり国際的に説明するときに、どういうふうに一貫性を持たせてNPFCの中で説明されていくのかなということが、先ほどの1つ目の質問にひもづいて少し感じた点です。

2点目は、今回のこの議事概要の中で出てきた意見の中でも、やはりいろいろなご意見があって、かなりソーティングをして、どういった属性の質問であったり意見だったのかというのを分析をする必要がちょっとあるのではないのかなというふうに少し見ました。というのは、MSEを回していく中で、恐らく生産者の方ですとかステークホルダーの方からいただく中で一番重要なのは、将来予測のシナリオでどういったシナリオが必要なのか、そういったことを挙げられている方もいますが、管理目標、マネジメント・オブジェクトにどういったものを置くのかという意見であったり、それからもう一つは、MSEのパフォーマンスを見るときにどういう指標を入れていくと、やはり皆さんが理解をしやすいのかという議論まで多分持っていけないといけないとすると、MSEに貢献していただくような意見をいただくとすると、そのあたりの理解をいただきながら参加をいただくまでには、もう少し時間がかかるのかなという印象も受けました。

そういう意味では、今回、実際にご説明をされて、この先どういうふうにそういった国際的なMSEの構築というところにうまく皆さんのご意見がしっかり反映されるように持っていかれるのかというのが2点目の質問になります。

○山川分科会長 では、西田センター長、よろしくお願いたします。

○水産研究・教育機構資源研究センター長 NPFCの科学委員会のマサバの状況というのは、まだ技術作業部会がある段階で、小科学委員会もサンマのような、あるいは底魚のような状況にはまだなっていないで、今後何年かかけて資源評価モデルというのを合意していきましよう。一応、その共通のゴールとしては年齢構成があるモデルというのがゴールにはなっているんですけども、そこに至るいろいろな資源評価モデルをそれぞれの関係国が提案しながらやっけていまいましようというところが決まっていて、それに対して性能を評価するためにサバを想定した個体群モデルといったものを使って、オペレーティングモデルというのがあるんですけども、そういうシミュレーション的な分析を進めていまいましようという段階ではあります。

日本としては、現状の資源評価で使っているチューニングVPAと、それから、資源評価の中ではいまだ補足資料扱いなんですけれども、状態空間モデルというモデルを使ったも

のについて報告書で提出したりして説明しています。その現状のものと、これから目指す新しいモデルの両にらみで、いろいろと議論に参加しているという状況です。

ただ、先日の検討会では田中栄次先生からも、やはり新しいモデルできちんと不確実性を評価していくべきだという後押しするようなご意見もいただいたので、そういう検討は加速させていかなければならないんじゃないかと思っています。

それから、2番目のご指摘として、MSEの使い方は、もうご承知のように、今回の検討に当たってのシミュレーションは、管理基準値と漁獲管理規則を検討するために、こちらがいろいろ設定した指標で検討したわけですけれども、実際にはステークホルダーの方にいる、こういうふうな考え方もあるんじゃないか、こういう考え方に対して性能はどうなのというのをいろいろご提案いただきながら検討していくことはできるものだと思いますし、やはり今後、そういうふうな取り組みもしていきたいというふうに考えています。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 ありがとうございます。

ご説明の中で、 β の考え方について、先ほどの説明で、やっぱり水研機構としての安全なところというのは、0.8というのがすごく表に出てきているように思えるんですが、そのあたりのお考えを教えてください。

○山川分科会長 西田センター長、よろしくお願いします。

○水産研究・教育機構資源研究センター長 ありがとうございます。

資料6-4の22枚目のスライドで、今回の検討を進めるに当たっての規則案同士をいろいろ比べるとというような検討をしまして、現行の規則というのは、直近のところ、その管理規則に従った途端にABCが急変するとか、そういうのは避けられるんですけども、長期的な持続的に資源を利用するという観点からすると、やっぱり劣る部分がある。それに対して新規則は全体としてバランスがいいものになっていると思うんですけども、その中で β が1と β が0.8を比べると、 β の0.8のほうが全体的に性能がいいということで、ここで並べた指標に関して言えば β 0.8のほうが推奨されるという形になるわけなんですけれども、これもいろんな考え方、いろんな指標があると考えられますから、そういうものを加えて検討することはあると思います。

○大森委員 水産庁にもお願いしたいんですけども、データそのものが、これからも動いていくわけなので、何か0.8がひとり歩きしないよう、進めていただきたいと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

谷委員。

○谷委員 今回から初めて参加させていただくことになりまして、いろいろとわからないことも多いんですけども、素人ながらの疑問に思ったところを、ちょっといろいろとお聞きしたいなと思ってきょう来ております。

その中で、まずマサバとゴマサバを分けて対馬暖流系を評価をしていってABCを決めていくというようなところの中で、これ、サバではないんですけれども、今回ちょっと諮問のほうで上がっていたマイワシのほうで、対馬暖流系においては一応何か資源評価としては中位であり、増加傾向であると言われながらも、ABCについては4割ほど減ってきているというようなことになっているようなんですけれども、結局我々漁業者からすると、評価が上がっていけば漁獲できる数量って上がっていくものと、やっぱり単純に考えがちなんですけど、それがやっぱりそうじゃないということが出てくるということであると、どのように捉えていけばいいのかなということがあるわけなんです。マイワシが結局、マイワシだけ網の中に入ってくれば、我々も別に問題はないんでしょうけれども、将来的には、例えばサバの群れと混獲で入ってきたときに、マイワシのほうの漁獲枠が極端に少なかった場合には、サバをやろうと思ってやったところがマイワシが入ってきて、枠がもう超えそうだから、その海域ではもう商売をせんでくれと、クロマグロで実際我々にはありましたので、資源管理の方向がそういうふうに行ってしまうというのが我々としては一番困るところなんです。

ゴマサバにおいても同じことなので、我々は最初、福岡で説明を聞いたときには、ゴマサバを専獲しようと思ってやっているところはないでしょうけれどもというところをちょっと最初言われたので、いやいや、そんなことはない。我々、東シナ海でやっている業者というのは、ゴマサバ専門にとりに行きます。それはもう時期的なものなんですけれども、そこである程度専獲してとった場合に枠を使いました。でも、ゴマサバというのは、今、北限というのがどんどん上がってきているといいますか、今、五島の西沖でもかなりまじってとれているという現状がある中で、この間の福岡のほうでも、山陰沖でもまじってくるよという話でした。

そうすると、ゴマサバの枠をすぐに使い切ってしまうような枠しかもらえなかったときに、混獲があると、そこで商売をやっちゃいけないよというような話になると非常に困るわけですね。そうすると、枠の小さいところの中に、例えばゴマサバであれば中国船がほとんど資源はとっているということは、もう恐らく間違いないだろうという中で、データが上がってきていないから資源評価の中には入れられない、そのこと自体はわかるんですが、そういう不確実性がマイワシのほうでもこうやって見られる中で、ゴマサバにおいては中国船の漁獲というさらに不透明なものが入ってくる。しかも大きなものです。恐らく東シナ海の商売においては最大のもが入ってきているということの中で、今度枠を決められていってしまうと、そのゴマサバの枠の小ささというのは、結局対馬暖流系における漁獲というか、我々の操業が物すごく制限を受けるような結果になりはしないか。ここが一番懸念をしているところなので、ぜひそこら辺を納得できるような方向に、例えば理論づけでも何でもしていただいて、ぜひ今後の資源管理の議論というのを進めていただければなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 これについてはご意見として承ったということですのでよろしいでしょうか。

では、大森委員、お願いします。

○大森委員 今のご意見の関連で、私、これまでの資源管理分科会でもずっと言わせていただいておりますけれども、先ほど岩本さんから、この資源管理方針に関する検討会というのは、ここで何かを決めていく話ではないんですよというお話もされていましたが、最終的には回を重ねていって、関係の漁業者の方が了解がとれれば水政審に上げていくんだと。やっぱり何かを決めていくということに私はなっていくように、国としては向けていくんだらうというふうには思いますけれども、今のご意見にあったように、この検討会の中だけで全てが決まっていくということではないわけで、この検討会の前の段階で関係の方々の方々の了解を得た上で進めていくというのが基本ではないですかということもずっと言っていました。一方でこの検討会がすでに始まっているわけなので、この間においても、関係漁業者との十分な理解の上で最終的な方向性というのが出てくるんだということを再度確認をさせていただきたいと思います。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、何かコメントはございますでしょうか。

○資源管理推進室長 検討会の前後におきましても、ご要望いただければ説明には伺いたいと思います。検討会は複数回開催しながら議論を収束させていくよう進めていきたいと思っておりますので、関係者の皆様のご意見を検討会の中で出していただいて、それをもとに議論していくというのが基本になるかと考えております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

柳川委員。

○柳川特別委員 ありがとうございます。

基本なんですけれども、水研センターさんでこうやって計算されて、これはいいんでしょうけれども、ただ、データのとり方というか、あと調査の仕方とか、多分現場へ行ったら相当出てくると思います。

この間、全然別件ですけれども、北海道でスケトウダラの意見交換会を水研の人としたときに、やっぱりネックは漁業データというか、サンプルだとか、自分たちがやっているふだんの調査は当然なんだろうけれども、持ってきている魚のデータが、サンプル調査をするんですけれども、やっぱり実態と違うという意見があって、意見交換までいかなかったんですけれども、要は、現場の皆さん感じていることがぱっと、感じているというか、実態が本当に素直にデータとして上がっているのかということ、一回疑うんじゃないんですけれども、考えてほしいんですね。もらったデータで計算したらこうなりましたというのはわかるんですけれども、先ほど大森委員もおっしゃっていましたように、やっぱり現場がとっている魚というのは毎日変わるわけですね。獲っている環境も違うしということで、そういうことがあって、北海道はスケソウ、太平洋も日本海も現場の意見を聞く会を持っていただいて、水研研の皆さんと意見交換をしています。そこで調整までいかないですけれども、ただ、やっぱりネックとしてあるのは、漁業者がとっている感覚というのは、やっぱり常にここで我々は言っていますけれども、持ってほしいんですね。もらったデータが全部正しいから、結果はこうなりましたと言われても、多分これから出てくるでしょうスケソウとかホッケ

とかの論議のときに、今さんざんやっていますけれども、これからどんどん出てくるんだと思うんですね。だから、その辺、非常に慎重に——慎重って、出たデータはこうだといきなり言われちゃうと、もう現場はどうしようもないので、多分現場のほうから相当反発が来るのが、これからちょいちょい出てくると思うんですね。魚種がもっとふえてくればもっとでしょうけれども、TACをこれからふやすという話もある中で、いろんな論議がある中で、現場が当然だと、これは失礼なんですけれども、調査も全てじゃないということは、やっぱり理解してほしいですね。現場と調査の結果を合わせたものを持っていかないと、現場で乖離しちゃうことが結構出てくるのが、これからちょいちょい出てくると思うので、そこは非常に慎重にやっていただきたいなと思います。

以上です。

○山川分科会長 これについてはご意見をいただいたということでよろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、この報告事項につきましてはこれぐらいにさせていただきますと思います。

続きまして、議事の一番最後のその他というところに移りたいと思います。その他ですけれども、何か委員の方から。

では井本委員、よろしくをお願いします。

○井本特別委員 ありがとうございます。

事務局のほうに確認させていただきたいんですけども、毎回分科会の前に資料をいただくんですけども、そちらを少しでも読み込んでおこうと思って拝見して、過去、どういう議論がされたとか、どういう資料があったのかというのを調べようと思ったときに、水産庁のホームページから、過去の資料というのがある一定期間過ぎたところから閲覧できないようになっていまして、議事録は見られるんですけども、ちょっと資料が見られないというのは、ほかに何か見方があるのかどうかと思ひまして。

○山川分科会長 これについてはいかがですか。

○事務局（池田） 今、ホームページの修正を行っているところでして、近日中に全て上がる予定ですので、すみません。申しわけありません。

○井本特別委員 じゃ、五、六年前とか、それ以降……。

○事務局（池田） はい。修正、大丈夫なので。

○井本特別委員 わかりました。ありがとうございます。

○事務局（池田） 修正するためのシステムがかわったところでして、そこで今修正していますので。

○井本特別委員 わかりました。ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかに、その他ということで何かご意見等ありましたら。

では、特になければ、続きまして、次回の会合の日程について事務局からご案内をよろしくをお願いします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会ですが、9月下旬から10月上旬を目途に開催をお願いしたいと考えてございます。

何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催するということになる場合には、できる限り早期にご連絡をいたしたいと思えます。いずれにしましても、日程につきましては後日事務局のほうからご連絡、調整させていただきます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

本日は、長時間にわたりご議論いただきまして、大変お疲れさまでございました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。